

第 1 5 7 6 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成31年 3 月26日
自	13時30分
至	15時50分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(議決事項)

- 第41号 島根県教育庁等組織規則の一部改正について (総務課)
- 第42号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について (総務課)
- 第43号 島根県立高等学校規程等の一部改正等について (総務課)
- 第44号 島根県教育委員会公文書管理規程の一部改正について (総務課)
- 第45号 「第4次島根県子ども読書活動推進計画」(案)について (教育指導課・社会教育課)

————以上原案のとおり議決

(報告事項)

- 第99号 平成30年度末市町村立学校の廃止及び平成31年度市町村立学校の設置について (学校企画課)
- 第100号 教職員の人事権をめぐる問題の検討状況について (学校企画課)
- 第101号 平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果について (教育指導課)
- 第102号 特別支援教育在り方検討委員会の設置について (特別支援教育課)
- 第103号 平成31年度特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について (特別支援教育課)
- 第104号 平成30年度島根県児童生徒学芸顕彰 (教育長顕彰・第2期分) について (社会教育課)
- 第105号 「島根県立図書館 運営方針及び活動計画」について (社会教育課)
- 第106号 重要文化財等の指定等について (文化財課)

————以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

- 第46号 いじめの重大事態調査報告書 (案) について (教育指導課)
- 第47号 平成31年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問について (教育指導課、特別支援教育課)

————以上原案のとおり議決

(報告事項)

- 第107号 教育委員会事務局等職員定期人事異動について (総務課)

————以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員

2 欠席者

藤田委員

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

高橋教育監	全議題
松本教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
丹羽野参事	公開議題
門脇教育センター所長	公開議題
新谷図書館長	公開議題
仁科総務課長	全議題
小村総務課上席調整監	公開議題
高宮教育施設課長	公開議題
門脇教育施設課管理監	公開議題
福間学校企画課長	公開議題
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題
常松教育指導課長	公開議題・議決第46号・第47号
村本子ども安全支援室長	公開議題・議決第46号
村松教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題・議決第47号
佐藤保健体育課長	公開議題
日野健康づくり推進室長	公開議題
前田社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
米原福利課長	公開議題
倉崎教育センター教育企画部長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

三浦総務課課長代理	全議題
瀧総務課人事法令グループリーダー	全議題
小村総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

公 開	議決事項	5 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	8 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	2 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	出雲委員	

議決第41号 島根県教育庁等組織規則の一部改正について（総務課）

○仁科総務課長 組織規則の一部改正についてである。改正の理由は、来年度の組織改正に伴い、この規則の一部を改正するというものである。

概要は、保健体育課所管のスポーツ行政について知事部局、具体的にはスポーツ振興課へ移管するというに伴う変更を中心に一部改正をする。

大きい事柄は3点あり、まず、スポーツ行政一元化に伴う改正ということで、保体の事務分掌の一部削減、要するにスポーツ振興課へ業務として移管される内容について落とすということ。あわせて、武道施設、体育施設、また、スポーツ推進審議会、その所管も移るということで、その規定を落とすという、これが大きな1点である。

2点目は細かい話であり、歴博について学芸企画課を学芸企画スタッフに変えるという、細かい事務上の手続である。

3点目は、島根県では「障害」の「害」の字を平仮名にするという考えで数年前から来ているわけだが、この規定において、この文字が「害」という漢字のまま残っていたので、この際、きちっと訂正するということである。

以上であり、この4月1日から施行ということである。

———原案のとおり議決

議決第42号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について（総務課）

○仁科総務課長 市町村立学校の教職員の給与に関する規則、これの一部改正ということで、今回は2点挙げている。

まず、1点目は管理職手当の指定学校の見直しに関するもので、前回、協議という形でお諮りさせていただいた。というのも、この案件については事前に人事委員会に協議し、人事委員会の異議のない、同意を得る必要があるということで、それをまず事前に教育委員会会議で協議という形で諮らせていただいたところである。昨日、人事委員会から同意という意味で異議がない旨の回答をいただいていたので、本日、正式に議決事項としてお諮りということで出させていただいたものである。予定どおり、学級数の増減に伴い、新たに伯太中学校など3校を5種から4種校に指定。また、4種学校を4種から5種に指定という内容のものである。

2点目はへき地学校等の指定見直しに関するもので、へき地学校表という一覧がある。この下に載っている吉賀町の蔵木中学校が3月31日をもって廃止されるということで、そ

れに伴い蔵木中学校という文字をこの表から削除するというもの。もう1点が、特別の地域に所在する学校表。いわゆる、へき地に準ずる手当という手当があり、法律上の用語でいうと特別の地域に所在する学校という言い方をするのだが、表に載っている出雲の塩津小学校も同様に3月31日をもって廃止するということであるので、削除するというのである。施行日は4月1日からである。

———原案のとおり議決

議決第43号 島根県立高等学校規程等の一部改正等について（総務課）

○仁科総務課長 改廃理由のポイントは3点ある。まず1点目、現業業務の見直しにより、単純労務に付く正規職員の在職者が不在になったことから、労務職員の職名であるとか内容について記載された部分を削除する。また、労務職員の給与に関する規則、期末手当の特例に関する規則を削除する。

それから2点目、蔵木中学校が廃止されるということであるので、蔵木中学校廃止に伴う記述の削除を行う。

それから3点目、特別支援学校における道徳の教科化という理由により、道徳用図書を使用する場合の承認手続について特別支援学校規程に書かれていたが、この手続を廃止する。要するに、こういった特別の規定は不要となり、他の教科書と同様の扱いになる。

一部改正の概要については、一点、現業業務の見直しについて、若干補足させていただく。まず、現業職とは、簡単に言うと、事務的仕事をしない者の職というふうに考えてもらおうと簡単だろうと思う。教育委員会の場合で言うと、例えば、学校の草刈りや施設の維持管理をする校務技術員と呼ばれている職。また、同じく特別支援学校に置かれている介助員と呼ばれていた職。こういった方々が現業というふうに呼ばれている。

その現業業務の見直しということであるが、平成15年頃、県の行政改革推進計画の中にとわれていた事項、当時は新行政システム推進計画というような表題を付けていたが、その中で、現業業務については、今後は外部委託又は嘱託するという方針が出されて、将来的に現業という職種は全廃するとうたわれていた。具体には、現業の職についていた個々の職員、特に中堅若手の現業職の方を中心として、我々と同じような行政職という身分に多くの方が身分転職された。ただ、高齢の方など一部の方については、そのまま現業として残っておられた経緯があったのだが、このたび、正規の現業職の在職者が退職によりすべて不在ということになったので、記述の削除であるとか規則自体の廃止ということ

になったということである。報告は以上である。

———原案のとおり議決

議決第44号 島根県教育委員会公文書管理規程の一部改正について（総務課）

○仁科総務課長 公文書管理規程の一部改正ということで、改正の理由であるが、国では公文書管理のあり方が問われる事態への対応ということで、具体的には、よく報道等で映されている、森友・加計問題というようなところでの公文書のあり方が相当問われてきたわけであるが、それを受けて、国ではガイドラインが改められて、各省庁では管理規則の改正というようなことが昨年度、行われてきたところである。それを受けて、知事部局のほうでも、公文書管理自体は従来から国の制度を参考にしてきていたので、国の制度に準じた規程の改正が行われる予定になっている。これを受け教育委員会においても、当然、全県下一緒の扱いになるので、知事部局と同様に、知事部局の公文書管理規程に準じた改正を行うということで、4月1日から施行したいということである。

これについては少し新旧対照表等で中身を確認させていただく。第3条第1項であるが、本庁に総括文書管理者及び副総括文書管理者を置き、総括文書管理者は教育次長を、副総括文書管理者は本庁の総務課長をもって充てるという規定が新たにできた。また2項として、総括文書管理者は本庁及び教育機関等における文書の管理に関する事務を総括する。3項として、副総括文書管理者は文書事務が適正かつ円滑に処理されるよう総括文書管理者を補佐し、本庁等における公文書の管理に関する実態の調査並びに文書事務の改善に必要な指導、助言を行うものとする。3条の2として、主務課及び教育機関等に文書管理者を置き、主務課の長及び教育機関の長をもって充てるということで、要するに今回、教育次長又は総務課長、それから各所属の長の役割というようなものを明確化したというのが、まず、大きな1点である。

2点目である。現在の規定では、本庁の総務課長は、主務課等における文書管理に関して実態を調査し、指導助言を行うことができる、という文書管理に関する、いわゆるできる規定というものがうたわれている。改正後の規定では、第15条第1項であるが、文書管理者は、自ら管理責任を有する公文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。第15条第2項として、副総括文書管理者は、公文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならないという規定が新設された。

要するに、改正後の規程では、公文書についての点検、報告、監査、これを義務化するということである。この点検、報告、監査の具体的な手法については、現在、知事部局で検討中と聞いている。

このたびの議決事項については以上であるが、このほかにも若干、今回の改正に係る部分がある。参考のため、教育委員会でなく、知事部局の島根県公文書管理規程の改正について説明する。

改正の概要として、作成、整理、管理、点検・監査とあるが、先ほど説明したとおり、教育委員会の規程で、議決事項に関わるのが管理、点検・監査。ここについては、知事部局と教育委員会で同様の記述を、それぞれの知事部局は知事部局の管理規程、教育委員会は教育委員会の管理規程をもって、それぞれに盛り込むことにしている。作成と整理については、知事部局の公文書管理規程には新たには盛り込むが、教育委員会では、この規程は文言としては盛り込まない。ただ、作成、整理についても知事部局と同様に、同じことを行っていく。先ほど説明した管理、点検・監査のように規程には盛り込んでいないが、教育委員会の公文書管理規程の第16条には、この文面に定めるもののほか教育委員会が行う公文書の管理に関し必要な事項は、島根県の規程、要するに知事部局の規程、の例による、という条文がある。要するに、準用規定とよく言われるのであるが、この規定を適用して、先ほど言ったように、作成、整理についても、実際には教育委員会でも同じことをやっていくというようにしている。

この作成、整理について、若干説明させていただく。作成については、打ち合わせ等の記録について文書を作成する、ということなどである。既に、知事部局の公文書条例では似たような規定で、意思決定に至る過程を合理的に跡付けしたり検証できるような文書を作成しなければならないと定めているが、打合せ等についてもきちんと記録するというように、もう少し具体的にこの規定でうたいこみするというように知事部局ではなっている。

また、文書の作成に当たっては、複数の職員による確認を経た上で文書管理者が確認するということも書き込むことになった。実態としては、今でも知事部局に限らず、教育委員会すべての部局で合議という形で既に実施はしているが、規程の中に正式に言葉として盛り込んだということである。それから、打ち合わせ等の記録の作成に当たっては、出席者の確認も経るというようなことも明文化していくというようなことになっている。

最後、整理についてである。整理という枠については、意思決定等の合理的な跡付けや検証に必要となる文書は1年以上の保存期間を設定するようとか、また、保存期間1年

未満とすることができる文書を例示するような規定も盛り込まれているが、これも既に、ほかの規程の中で、1年未満、1年、3年、5年、10年、30年というふうに具体的な区分けをしてはいるのだが、基本的な考え方として追加的に規程に記述したということである。

これが知事部局における規程であって、そういったものもあわせて、今後とも知事部局としては運用も含めてやっていくということになる。

○新田教育長 基本的には、先ほど説明したように、知事部局の公文書管理規程にみんな準じてやるけれども、例えば知事部局であれば総務部長、そういった指定があるものを教育委員会独自で当てはめると修正が一部必要である。それ以外は、県の公文書管理規程の例によるということで、知事部局の規定をそのまま使っているといった整理である。

———原案のとおり議決

議決第45号「第4次島根県子ども読書活動推進計画」(案)について(教育指導課・社会教育課)

○前田社会教育課長 この計画については、昨年12月の教育委員会会議において、案そのものとパブリックコメントを実施することなどを御協議いただき、御了解いただいた。その後、1月10日に県議会文教厚生委員会にて報告、1月11日から2月10日までにパブリックコメントを実施、2月26日に県議会文教厚生委員会にて報告を行った。今回はパブリックコメントの結果と、それらを盛り込んで加筆修正した計画案の概略を説明する。

1月11日から実施したパブリックコメントにおいては、12名から39件という多くの御意見を全県から頂戴した。主な御意見等の対応としては、読書の対象を電子書籍を含むものとしての解説を加えたことや、ノーゲーム運動という言葉をノーメディア、アウトメディア運動という表現に修正したことなどである。なお、計画の方向性や主な取組内容に係る意見はなかった。そして、これらの御意見を反映させた修正案が別冊資料である。

今後の予定としては、議決後、計画を速やかに県のホームページに掲載するほか、新年度に入り次第、計画冊子を印刷する。なお、実施に当たっては、この計画をより実効性のあるものにするため、関係機関に幅広く配布、周知するだけでなく、福祉部局と連携して県幼児教育センターを活用し、担当職員による訪問型研修支援など、乳幼児からの読書習慣の定着強化を図ることや、学校図書館活用教育の意義や効果をしっかりと認識、共有され、積極的に取り組んでいただくよう、全市町村教育委員会の子ども読書担当課への働き

かけや、各種の校長会や県内各地域で実施する施策説明会などを通して、全県に働きかけることなどを実施する予定である。

○浦野委員 今、子どもたちは、調べ学習を総合的学習や各教科のいろいろな場面でしていると思う。そのとき、やはりインターネットで調べるという作業が便利で早いし、ピンポイントで調べたいところが出てくるので、子どもたちも多く利用しているのではないかなと思う。でも、そういう時代の流れであるが、学校図書館活用教育というものがこのように第4次計画で重点目標として置かれているということに大変意味があると思う。やはり、ネットで画面に出てくるものだけではなく、図書館にある資料というのは、系統立ったものとか分類がきちんとされている中のそこであったりとかするので、全体を捉えた学習というのか、そういうのをやっぱり子どもたちにさせていくというか、してもらうためには、大変大切な学習だと思うので、今の時代だからこそ大事なので、4次計画で更に頑張ってください。

———原案のとおり議決

報告第99号 平成30年度末市町村立学校の廃止及び平成31年度市町村立学校の設置について（学校企画課）

○福間学校企画課長 先ほど、議決の42号、あるいは43号にもこの話はあったが、市町村立学校の設置、廃止について、設置者である市町村の報告をもって、教育委員会議に報告するものである。

平成30年度末をもって、出雲市立塩津小学校、出雲市立乙立小学校、益田市立鎌手中学校、吉賀町立蔵木中学校の4校を廃止する。このうち乙立小学校については、出雲市立朝山小学校に統合して出雲市立みなみ小学校に名称変更がなされる。

設置廃止による学校数の増減については、小学校が2校減、それから中学校が2校減、合計で4校の減となる。近年の学校数の推移については、平成31年度は小・中学校は合計294校、それから義務教育学校が1校で、合計が295校である。ちょうど昨年度、合計300を割り込んだのだが、この後も統廃合が続くということが予想される場所である。

———原案のとおり了承

報告第100号 教職員の人事権をめぐる問題の検討状況について（学校企画課）

○福間学校企画課長 教職員の人事権をめぐる問題の検討状況について報告する。これに

ついて、検討会議の第3回小委員会が3月18日に大田集合庁舎において開催されている。当日の会議次第に沿って検討会を報告させていただく。

まず、議事についてであるが、会議の公開・非公開については、委員から公開でという御意見があり、すべての委員一致で公開となった。

第2回小委員会で島根県の状況について、文部科学省の考えをお聞きするというにしていたので、小委員会の各委員から質問事項をいただいて、それについて事務局でまとめて照会したものである。文科省は4名、初等中等教育局教育企画課の皆さん3名、西専門官という方が中心に答えられた。それから、中川専門官はどうも海士町においでの方だということで、島根県の現状に非常に詳しい方であった。島根県からは、松江市教育委員会から教育長をはじめ2名、県から事務局で2名ということでお伺いした。

1点目は、教職員の人事権については、学級編制基準の決定、教職員定数の決定、教職員の給与等の負担、教職員の任命権という4つで構成されていると考えているが、これらに移譲する場合には、これ4つを一体として移譲するのか、分けて一部を移譲するのかということが出来るかという問いであり、回答については、人事権はこの4つで構成しているという根拠はない、文部科学大臣から大阪府知事に回答した文書があるが、そこに示してあるものから変更はないと。つまり、教職員定数の決定、教職員の給与等の負担、教職員の任命権については、移譲できないと。教職員の任命権については、関係団体との調整がうまくいった上で移譲することができるという回答であった。

これに関連して、県費負担教職員制度の枠内で移譲する場合と市町村費負担とする場合の違いについても聞いているが、文科省の回答は、そもそも300人でも1,000人でも国庫負担金というのを松江市に移すことはできないので、県費負担教職員のままであるのだと。つまり、事務処理特例制度によって給与等の支払事務を松江市に移すということができるが、教職員の給与等の負担については、もともと県にあるもので、現在県の教育庁総務課給与グループで行っている決定負担は県が行うものだということであった。市町村負担教職員で採用ならば、もちろんこれは市町村費なので、当然、給与負担は市であるとなっている。

教職員の任命権については、採用、異動、昇任、分限、懲戒などがあるわけであるが、これは一部のみ移譲ができるのかという問いであるが、回答については、これは任命権を個別に分けるということは想定してないし、その必要性もないと考えていると。法制的には一体的につながっているものであるという回答であった。

松江市の計画では、県と松江市それぞれに人事権がある教職員が混在するようになるということで、指揮権とか教育方針の一貫性に困難が生じるおそれがないのかということであったが、回答については、これは県と市で考えが異なるということは、これはあり得るだろうと。ただ、それで具体的な困難さがついたことについては、各自治体のところで御議論いただいてやってもらいたいということであった。

文科省から閣議決定の文書が出ているが、この中に「小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論を得たものから順次実施する。」というふうになって、小規模市町村を含めた関係者の理解というのは具体的にどういった状況が理解を得られた状況を指しているのかという問いであったが、回答については、その文面長くなっているが、理解を得るとするのは皆さん仲よくなってもらいたいということであると。必ずしもすべての自治体の合意を得なければならないということではない。ただ、合意と理解ではイコールでないかもしれないが、少なくとも絶対反対というふうなことがないような状況で進めてもらうことが望ましいということであった。文科省としては、議論のテーブルに他の市町村がつかないということの状況があれば、趣旨を説明するといったことでテーブルについてもらうといった努力はすると、支援はするということであった。

重立った質問はこの4点だったが、文科省からは、松江市はなぜ300人移譲を求めるとかという質問があったり、それから、県費負担教職員制度は意義があると考えて実施しているのだけれども、それを上回る意義があると考えてそちらが進められるのであれば反対はしないというような話があった。それから、中核市にとっては独自の教育ができるというメリットはあるのだけれども、相互交流したり、あるいは今後、苦しくなる教員定数についても考えてもらう必要があるのではないのかということ。それから、大阪府の豊能地区以外では移譲事例や相談は今はないということ。現に人事権の移っている政令市では、給与事務とか定数事務とか複雑で、財源の持ち出しも必要になったりして苦勞されている状況があるということ。あくまでも担当者の個人的な見解ということだったが、現実的には現行の異動ルールを運用上工夫することで解決することもあるのではないのかと。事務的な負担もあるので、そのほうがメリットも大きいということはお話としてあった。

以上が回答の内容である。文科省の訪問後、意見交換を行っているが、松江市の御意見としては、他市町村から人事権移譲に反対する理由というのはいろいろあるが、根拠はどうなっているのかということ。それから、他市町村に迷惑をかけないために実務的な議論を進めたいので、ワーキング会議を立ち上げてもらいたいというようなこと。それから、

異動ルールの見直しということをいろいろ提案があったが、それに反対はしないけれども、松江市提案に基づいた人事権移譲を協議してほしいと。ルールを改正して行って松江市の提案がかなうということでは困るということであった。

松江市以外の委員からは、これ以上議論しても、なかなか意味があるとは思えないということ。給与は県、人事権は松江市ということになるのは、県の教育にとってこれは平等なことなのかどうかというようなこと。ワーキング会議に反対している市町村がメンバーになっても、なかなか話が進まないのではないのかというようなこと。それから、異動ルールの見直しをして、松江市の提案に近い案が出るなら協議ができるのではないのかというような御意見があったところであった。

続いて、全体会議に小委員会の報告案を提出するというところで、これについて事務局から説明をしたところである。会議に提出した小委員会の報告書案の「1 はじめに」では、これまでの経緯をまとめているが、まず、平成17年に澄田知事に、松江市の松浦市長、出雲市の西尾市長から教職員人事権の移譲について要請があった。これを受けて、5市4町の教育長、それから県側の委員2名で検討会議をつくり、平成18年1月の報告書で4項目の課題について掘り下げた検討を行っていく必要があるとされた。

さらに、ワーキング会議をつくって調査研究をし、平成19年3月に報告書で、さまざまな課題があり早期実現は困難であると。拙速に結論を出すのは避けるべきだという結論が示されたところである。

その後のところだが、平成25年、中教審答申で人事交流の調整を行う仕組みの構築を前提として、小規模市町村の理解を得て、中核市をはじめ市町村に移譲することを検討すると明記されて、先ほど申し上げた閣議決定であるとか文科省の通知において、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て実施するというふうに明記されてきた。

それから、平成29年6月に松江市長から市議会において人事権を移譲するよう県に強く要請するという所信表明があり、8月には溝口知事において移譲する方向で県と市で調整してもらいたいという要望があった。そして、11月県議会で知事から県の教育委員会と市町村の教育委員会とでよく話し合うことが必要だという答弁があった。

この考えに基づいて、先ほど、すべての市町村教育長との間で調整が図られて、議論があつて、検討要領によって検討するというところで市町村の教育長の意見が一致して、8月に小委員会が開かれ、現在の3回の小委員会まで来ているというところである。

松江市が求めている人事権の概要に沿って、これまでの小委員会で話し合ってきた論

点を整理したが、まず、松江市が移譲を求める理由は、地方分権による教育の活性化、地域の実情に応じた教育の実施、二重行政の解消、こういったものだが、松江市の意見というのは、各校の中核教員の確保、地元への帰属意識醸成のため、一定数の市採用教員が必要であると。松江市としては、指導法について働きかけるためには松江市籍の教員が望ましいというようなこと。ただ、松江市以外からは、松江市採用、地元出身教員でなくても特色ある教育はできるのではないのかと、教員の覚悟とか気概で人事権移譲の理由では理解が得られなくて説明ができないと。11町村議会で意見書も提出していることを重く受けとめてもらいたい。人事権を求める理由が理解できなければ提案内容の理解に至らない。二重行政は人事権を移譲しなければ本当に解決できない課題なのか。また、このままでは平行線でなかなか結論が出ないというような意見があった。文科省に確認したところだが、県費負担教職員制度は意義があると認識しているので、それを上回る意義があると考えて進められのであれば、反対はしないということであった。松江市の提案内容としては、提案の概要としては、任命権、定数決定権、学級編制権を要望していると。具体的な内容としては、松江市内1,000人すべてを市採用にするのではなくて300人を希望すると。おおむね10年をかけて順次採用していった、管理職もその割合に合わせて松江市教員の昇任させるということである。松江市の意見としては、他の市町村に迷惑はかけないということを一義的に考えている。同一校には県と松江市の教員と一緒に勤めること。これ自体は現場の混乱はないと考えているということであった。松江市以外からは、5年ぐらいで検証を行うという話だけれども、なかなか長いスパンで計画を見ないと判断できないであるとか、あるいは、特に人材の確保について懸念しているところであるとか、松江市として描いている絵がはっきりと見えない状況で、進めようとはならないといったような御意見があった。文科省としては、任命権の移譲については関係団体との調整がうまくいった上で移譲は可能であると。学級編制基準の決定、教職員定数の決定、給与等の負担については移譲できないという回答であった。

交流人事について、松江市の提案は、異動の弊害を回避するために県と松江市で交流協議を行うこと。5年目に異動交流を開始して、1回の交流、1回4年程度にするというような内容。分限・懲戒については県教委と市町村教委の考えにずれがあるので、保護者等の対応がやりにくいということ。懲戒処分にはかなりの時間を要して、事務負担も大きいというようなこと。松江市としては、県内広く赴任することは県費負担教職員のよい点であると。広域な人事交流のシステムを構築して、他の自治体に迷惑をかけることはないよ

うにすると。講師不足というのがあるかもしれないが、松江市も同じなので、全県的課題であるということ。松江市以外からは、そういった人事交流システムを考えるなら、現行ルールの見直しで松江の課題も解決できるのではないのかというようなこと。講師についても人事異動が硬直化するのではないかと。松江市の考え方をなかなか議論しても結論が出ないので、異動ルールの見直しの方をすべきなのではないかというような御意見があった。文科省としては、任命権については、これは個別に分けて議論するものではないし、法制的にも一体につながるという見解であった。

教職員定数については、松江市は加配定数部分も含めて総数でもらって、配置は松江市が工夫して配置したいという御要望である。学級編制権については、いろいろ小規模校での工夫とか、あるいは特色ある取組とか、生徒指導困難学校に教員を傾斜配置するとかいう考えはあると。給与及び負担については、可能であれば給与は県で負担してほしいということである。松江市としては、アンバランスにならないような移譲の方法をとりたいので、妥協点を粘り強く協議したいということだが、松江市以外からは、なかなか小規模校である本県では県費負担教職員制度が県全体の教育水準の確保に最適ではないかというようなこと、松江市ファーストではなく県として県全体の教育の質向上にリーダーシップを発揮してもらいたいという御意見があった。文科省の見解としては、これはそもそも移譲の対象ではないので、希望を最大限尊重することで権限移譲と同様の運用を行うことが可能であるということである。

その他であるが、先ほどの松江市の理解を得てというのを、理解を合意と捉えたと、拒否権が与えられることになりはしないかということであるが、これについては、松江市以外からは、なかなか理解を得られないと合意ができないのではないのかと。あるいは検討については、これはすべての教育長の合意形成を図るためのプロセスだと理解して話し合っているという御意見である。文科省の見解については先ほど説明したとおりである。

文科省から回答があった後、もう一度小委員会で意見交換があった。松江市からは今年6月で2年になるので、この議論をいつまで続けるのか期限を設ける必要もあるのではないのかということ。松江市以外からは、文科省から移譲はできないと言われた事柄については報告書案に明確に載せるべきとの意見や、小委員会における審議の状況についてはなかなか話合いが平行線のままであるという旨を記載すべきではないかということ。人事権に関して、松江市要望、文科省回答、こういったものが一覧で分かる記載を追加して報告書に盛り込んではどうかということ。小委員会は合意形成のためのプロセスであり全体会

議で方向を決めると。島根県の子どもにとって何がよいのかを考えるべきであるという意見があった。

今後、事務局で報告書案を修正をして各委員に諮り、全体会議を迎えるとしているところである。

○新田教育長 人事権の関係である。先ほど説明したように、第3回となる小委員会を開催した。今日お配りした別冊2、3は第3回の会議に使った資料そのものである。3回目の小委員会での審議がまだ反映されていないという段階のものである。現在、3回目で各委員からあった御意見、修正意見等を含めて再調整して、4月、5月あたりになると思うが、そこで開催する人事権をめぐる問題の全体会議において、小委員会からの報告書という形で出していくという考えである。

○真田委員 給与は県費負担で人事権は松江市ということ、それから1,000人近くの先生方の中の全部ではなくて300人だということ、その辺のところでは何か、まだまだ、はてながつくところがいっぱいあるということと、やはり、島根の子どもたちにとって何が一番いいのかと、それを松江市のほうも考えてほしいなとすごく感じた。その辺のところを事務局等も考えていただき、松江市以外の他の18の市町村の教育長も意見を言っておられるが、全体のことを考えて進めていくべきだろうと、今の課長の説明を聞いてすごく感じた。極端なことを言えば松江市さえよければと考えるのではなく、県全体を俯瞰していただいてぜひ考えてほしいということをお願いしたいと思っている。

○林委員 松江市以外の意見で、松江市ファーストではなく、県全体の教育水準の確保のためにということなので、県全体の資質向上のためにリーダーシップを発揮してもらいたいという意見には、私も非常に同感というか納得するところを感じたところである。

○出雲委員 今、ここの中に出てくる、異動ルールの運用を見直したらどうかというような御意見が出てきたと思うが、異動ルールの見直しによって松江市が求めている内容に近付ける方向もあるのではないかなと思った。平行線をたどっているという御意見もいっぱいある中で、結論付けること非常に難しいかと思うが、異動ルールというのを見直すということで、松江市さんが望まれるところに近付けて双方が理解できるような形になればいいのかなという、個人的にはそういうふう感じた。

○新田教育長 今のお話については、松江市は松江市の考えを毎回主張しておられるという状況である。

———原案のとおり了承

報告第101号 平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果について(教育指導課)

○常松教育指導課長 平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果について報告する。まず、第2次募集の結果についてである。全日制では募集人員698人に対して、出願者数が21人、受験者数が21人、合格者数は16人であった。定時制では募集人員263人に対して、出願者数が12人、受験者数も12人、合格者数は6人であった。合格者の発表については、3月22日15時に各高校で行われた。第2次募集を実施しなかった学校は4校、そこにある松江北、松江農林、出雲、島根中央高校、出願がなかった学校・学科は21校43学科、第2次募集を実施した学校・学科は14校20学科であった。

続いて、平成31年度入学者選抜の最終状況について報告する。全日制では入学定員5,190人に対して、合格者総数が4,508人で、定員充足率は0.87であった。これは昨年より0.02ポイント減となっている。定時制では入学定員360人に対して、合格者総数が103人で、定員充足率0.29、これは昨年と同じであった。

続いて、学校別の合格者数について。全日制の身元引受人による受験生及び県外からの受験生の合格者数であるけれども、今年度は177人であった。昨年度が165人であったので、12名の増とあるけれども、毎回申し上げるように、水産高校の身元引受人について変わったのであまり大きな違いはないと考えている。それから、第2次募集で不合格となった受験生が11名いるけれども、そのうち県内生が9名になる。この9名については、4月以降のところで中学校校長会等に問合せをして、どのような進路になったのかは確認したいと考えている。

○真田委員 結果を見させていただくと、定員充足率が0.87ということで1%を大きく切っており、今後いろいろ考えられると思う。昨年度に比べて0.02ポイント落ちているということも含めて、またどういう具合に考えるか、お考えがあればお聞かせ願いたい。

○柳楽県立学校改革推進室長 定員充足率だが、2月に策定した県立高校魅力化ビジョンの第3章で書いているように、今後の県内中学生の卒業生数、それから定員充足率等の状況を見ながら、今後考えていきたいと考えている。

○高橋教育監 定員充足率を考える際に、一つ、一致点として持つておかなければならないのは、いわゆる都市部、沿線部等、それから中山間地域は、やはりまた別にある程度考える必要があるということである。つまり、幾つかの学校が選択肢としてある、例えば松江であるとか出雲であるとか、そういうところの定員充足率というのはあまり低めに設定するのはどうかという、そういう考え方は常識としてある。

一方で、その学校しか自宅から通おうと思ったときに行く学校がないというところにおいて、例えば1倍を超える競争率というのを本当に設定していいのかという。今、もちろん高等学校というのは義務教育ではないので、すべての生徒を受け入れるという、そういう考え方に立たなければいけないということはないのであるけれども、ただ、例えば、ある学校で80人定員のところに82人しか来なかったと。では、2学級分に近いので80の定員にするかといったら、そういう考えもあるけれども、一方で、1学級減ずるのは見送って120という定員にしておく、その結果として30数名のあきが出るわけであるが、そのことにより、その地域にいる子どもたちのうち地元には行けないという、そういう子どもたちが行く機会を保障できるという、そういう側面もある。そういうことは、松江、出雲地区と、それからまた、特に離島・中山間地域における定員の設定、あるいは学級規模のあり方というふうに、やはり分けてビジョンの中でも書いている。経験としてしか出てこないのであるが、そういう違う見方を幾つかの地域によってはする必要があろうと、そういう考えでやっている。

○浦野委員 2次募集で出願された子どもさんのうち、不合格だった子どもさんが11名おられるというふうに説明があったが、不合格だった理由は求める学力に達していなかったと受け取っていいのか。

○柳楽県立学校改革推進室長 そうだと思う。各学校で合否を判定され、やはりその学校の授業なり教育活動についてこれないという判断をされたら、中学校の成績と。今回から全ての学校が一般選抜の学力試験も評価に入れているので、そういったものを総合的に判断して、難しいという判断をされたら我々は考えている。

○浦野委員 先ほどの説明で、その子どもさんたちがどのような進路を取られるかということは確認されると言われていたが、やはり2次募集でだめだった子どもさんというのは私学にも行けないので、すごく気になるなと感じたので、またその辺のことも、子どもさんたちがどうされたのかというのは、やはりしっかり把握していただきたいと思った。

○柳楽県立学校改革推進室長 中学校長会を通じての把握になるので、中学校でどれだけの把握されるのかということにもよるとは思うが、昨年であれば1名だけ不明な者がおったというような気がするのだが、大体の生徒の動向については把握できているので、来年度に入ったところで同じようにやっていきたいと思っている。

○林委員 高校別の合格者数で定時制のところなのだが、松江工業で機械科と電気科で1名、1名で、建築科で合格数が出ているのであるが、これは第2志望とかああいうのがあ

るのか。

○常松教育指導課長 松江工業の場合には、学校内で第2志望が定時制のほうを書けるので、全日制のほうの2次募集では合格したが定時制に回ってくるかということになる。

○出雲委員 私も益田なのだが、今年、益田高校が1クラス減ったということで、受験者の中学校の皆さんは益田高校を多分受けても難しいのではと懸念をされて、他のところを受験したけれども、結局ふたをあけてみたら、かなり募集定員に対して少なかった。2次募集もかけているけれども、今これで見ると2次募集にも応募されていないというようなことがある。今後、県全体としては学級数が減っていく学校があるかもしれない、またあるとは思っただけけれども、そういったときに何かちょっと対策ができないかなと思ったのだけれども、受験するときに学級数が減ると合格できないのではないかみたいなどころの部分があるので、中学校とかそういうところも、今回の結果も踏まえて、学級数が減る学校を受けていただけるような、そういう対策がとれるといいなと、今年の益田高校を見て少し思った。

翔陽高校は、ある学科に対してはもう定員を上回る生徒が受験したということもあるのだが、これはまた各校の魅力化にもかかわってくるかとも思うが、やっぱりそういう学級数が減るということで、懸念された保護者の方や生徒さんもいらっしゃるのかなと感じをちょっと受けた。

○柳楽県立学校改革推進室長 益田地域については、昨年の段階やこの2年間で非常に生徒数が減っていく中で、魅力化等の取組を待つために定員を据え置いておいたということで、昨年の段階で非常に多くの欠員が益田地域だけで出たので、結果としては、今回どう動くのか見えていたけれども、益田市内の中で定員が余っている状況だったと捉えている。今後はまた中学生の動向等を見ていきたいと考えている。

———原案のとおり了承

報告第102号 特別支援教育在り方検討委員会の設置について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 特別支援教育在り方検討委員会の設置について報告する。まず、目的であるが、現行のしまね特別支援教育推進プランが2020年をもって計画満了となる。これを受けて、現行プランを引き継ぎ、今後の本県の特別支援教育の方向性を示す新プランの策定に取りかかりたいと思っている。そこで来年度、特別支援教育在り方検討委員会を設置して、今後の特別支援教育の在り方について新プラン策定に向けた提言を得ること

にした。

続いて検討項目であるが、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築に向けて、大きく分けて3つの柱で検討していきたいと思っている。1つ目は、就学前、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、さまざまな学びの場における教育環境の充実に関する事。2つ目は、特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成に関する事。3つ目は、就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備に関する事。この3つの項目でそれぞれの課題に向けて今後の方向性を検討していきたいと思っている。

スケジュールであるが、第1回目を5月として、計8回の検討委員会と2回の学校訪問を予定している。来年3月には在り方検討委員会から提言をいただき、教育委員会で報告させていただければと思っている。この提言を受けて、2020年度末までに新プランを策定することになっている。

在り方検討委員会については、17名の委員で構成していて、学識経験者、医療、保健、福祉、労働教育など、あらゆる分野から御意見をいただきたいと思っている。

○真田委員 17名の委員の方が決まっているので、これはこれでいいと思うのが、検討項目(3)で社会参加までの切れ目のない支援体制ということが挙げられている、例えば高等学校へ通級等も入ってきているし、一般就労をするような子どもたちも増えてくるのではないかなと思うが、そうすると、委員の中に企業の立場で物を言っていただく方がおられるとなおさらいいなと思ったので、もし、次回等また何かあるときには、その辺のところも参考にいただければと思うので、お願いします。

○新田教育長 真田委員が言われるように、委員としてそういう就職の受け口としておられる方は入っていただく方法もあるし、この委員会の中で、いろんな関係者の方から御意見を伺うような場を設けて、外部の方から意見、いわゆる現状を説明いただくと、両方あるかと思う。

○真田委員 ぜひそうしていただければ。外部から来ていただいて意見を聞いていただくのももちろん構わないので、そういう視点もちょっと入れていただくといいなと思ったところである。

○佐藤特別支援教育課長 教育長からも言っていたが、内部の企業の方から御意見を伺う機会も設けてあると思うし、事務局側として労働局のほうも呼んでいるので、労働局から情報提供という形で、この委員会の中で取り上げていきたいと思っている。

———原案のとおり了承

報告第103号 平成31年度特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 特別支援学校の高等部の教科用図書については、昨年9月3日、教育委員会会議において報告したところである。その際にも説明させていただいたが、高等部の教科書の採択については、期限を示した定めがないので、このたび入試を終えたところで、来年度に入学する高等部生徒等の実態に基づき、先般、教育長専決により新たに採択したところである。採択に係る基本方針により、生徒の発達段階、障がいの状況や教育課程を考慮して、上段に記載してあるような新規採択となった。新規採択は、高等学校用文部科学省検定済教科書については6点である。

採択した教科書のうち、国語、数学については、生徒の進路変更等により新たに採択したものである。理科、芸術、外国語、情報については、盲学校の教科書であって、2月に拡大版が発行されたことを受けて採択した。

学校教育法附則第9条による一般図書で新規採択したものは1点である。新入生の実態により新たに採択した。「練習ノート」とあるが、これは文科省発行の一般図書一覧にもこの図書が掲載されていて、他県でも採択実績があるもので、知的な障がいがある生徒にとっては、イラストや上手に書くためのポイントを分かりやすく紹介してあるために採択をした。以上、計7点を採択することとした。

———原案のとおり了承

報告第104号 平成30年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第2期分）について（社会教育課）

○前田社会教育課長 この顕彰は、学術・文化活動を通じて本県の児童生徒に豊かな人間性を育むことを目的として、優秀な成果をおさめた児童生徒及び指導者を顕彰するものである。具体的には、実施要綱で定める全国規模の大会及びこれに準ずると認められる大会において、入賞以上と認められる賞を受賞した団体と個人を対象としている。

第1期分は、昨年12月の教育委員会会議において、11月までに受賞決定となったものを報告した。昨年12月から直近までに受賞決定となった今回の第2期分は2団体・56個人の計58件である。1年を通してこの顕彰の対象となったのは合計で83件である。この5年間

では最も多い件数であり、児童生徒の健闘と指導者の熱意ある指導が表れていると考えている。昨日、顕彰式を行った。なお、島根県青少年芸術文化表彰、いわゆる知事表彰は残念ながら今回はなかった。

○新田教育長 昨日、学芸顕彰ということで行わせていただいた。

———原案のとおり了承

報告第105号 「島根県立図書館 運営方針及び活動計画」について（社会教育課）

○前田社会教育課長 この計画は、平成24年度に文部科学省が「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、基本的な運営方針を策定することと示したことを受けて、県立図書館自らが策定したものである。ただ、県立図書館においては、国からの告示が出る前の平成15年度から第1次計画を策定しているので、今回の計画は第4次に相当する。

県立図書館という組織の独自計画ではあるが、県立図書館は市町村図書館や学校図書館への支援や、市町村図書館職員や学校司書等に関する研修の実施、市町村図書館や大学図書館等との間における書籍の相互貸借の拠点など、まさに県立図書館ならではの機能と責任を有しているので報告させていただく。

策定の経緯としては島根県立図書館協議会の助言を受けるとともに、来館者アンケートや県内の各種図書館からのアンケート及びパブリックコメントを実施した上で策定している。1月から2月に実施したパブリックコメントにお寄せいただいた御意見の内容と、これに対する県の考え方を記載している。

概要及び大きな骨組みとしては、県民一人ひとりが個性を發揮し、社会の一員として自立する人づくりと、心豊かに暮らせる地域づくりに資する知の拠点としての図書館の実現を基本理念として、基本となる4つの目標を設定している。そして、目標ごとに現状と課題及びこれまでの取組を踏まえ、今後の取組を内容や分野ごとにできるだけ具体的に記載している。なお、この計画の実施に当たっては、先ほど議決いただいた第4次島根県子ども読書活動推進計画を踏まえ、関係する県教育委員会の各部署の施策とあわせて実施していくものである。なお、この計画は、既に県のホームページに掲載している。

———原案のとおり了承

報告第106号 重要文化財等の指定等について（文化財課）

○萩文化財課長 さきで開催された国の文化審議会において、下記の文化財を重要文化財

指定及び登録有形文化財登録にすることについて答申があったので御報告する。

まず、重要文化財については、出雲市鱒淵寺にある鱒淵寺文書が新指定となる。今回指定となる文書は494通である。そのうち約4分の3に当たる380通余りは鎌倉時代から戦国時代ごろまでの中世の文書であって、この中には、後醍醐天皇や足利尊氏からの祈祷に励むよう命ずる文書や、尼子経久からの訴訟関係の書状など、当時の天皇や有力武将から送られた資料などが多く含まれている。

約10年前から地元研究者や東京大学などにより鱒淵寺にある文書の本格的な調査・研究が進められ、その結果、中世の有力寺院の様子や鱒淵寺と出雲大社との関わりなどを知る上で大変貴重な資料であることが分かったため、今回の指定に至ったものである。

なお、指定文書には3件の県指定文化財が含まれている。重要文化財指定の告示があり次第、県文化財保護条例の規定により県指定の解除告示を行う予定となっている。この指定により、県内の国宝・重要文化財件数は98件となる予定である。

続いて、奥出雲町にある旧榎原製鉄場角炉の登録有形文化財の登録についてである。この角炉は松江藩鉄師頭取であった櫻井家が昭和10年に建造したたたら製鉄を行うための炉であり、昭和20年まで約10年間操業されたものである。従来のたたら製鉄は、操業のたびに粘土づくりの炉を壊して中から取り出すというふうな製法をとっていたので、常に新しい炉をつくり直す必要があったけれども、今回、この角炉を、耐火れんがづくりの炉をつくることにより、炉を壊さずにたたら製鉄を連続操業することが可能になったという画期的な炉の設備である。

この炉は山陰地方の近代製鉄技術の発展を示す貴重な建造物として評価され、このたび登録になった。これにより、建造物の登録件数は、奥出雲町では13件目、県内では200件目になる予定である。

———原案のとおり了承